

近ト協 第15号  
令和8年7月6日

近畿各府県トラック協会長 殿

一般社団法人近畿トラック協会  
会長 平島 竜二

自動車点検整備推進運動の実施について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、近畿運輸局より標記の件について協力依頼がございました。

つきましては、貴協会におかれましても内容をご確認のうえ、ご対応くださいます  
ようお願い申し上げます。

近運技整第137号  
近運技保第 69号  
近運技技第224号  
令和8年6月26日

一般社団法人 近畿トラック協会会長 殿

近畿運輸局長  
(公印省略)

自動車点検整備推進運動の実施について (依頼)

平素は、国土交通行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

自動車の使用者には、道路運送車両法において、自動車の適切な点検・整備の実施が義務付けられていますが、それが使用者に十分理解されているとは言えず、例えば定期点検整備の実施状況は乗用車で6割程度に留まっています。

大型車では重大事故につながりうる車輪脱落事故が増加傾向にあり、令和5年12月に青森県において、走行中の大型トラックから脱落したタイヤが、道路作業を行っていた者に衝突し死亡するという痛ましい事故が発生しています。また、大型バスにおいても、少数ではあるものの依然として車両火災事故が発生している状況です。

これらを踏まえると、自動車の安全確保のための予防的な点検・整備が確実に実施されるよう、啓発を行っていくことが重要といえます。このため、近畿運輸局では、関係機関等の協力のもと、別添の実施細則により「自動車点検整備推進運動」を展開し、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に推進することとしております。

つきましては、貴団体におかれましても、本運動の趣旨をご理解のうえ、ご支援及びご協力いただきますようお願いいたします。

なお、自動車点検整備推進運動強化月間の実施細目については、別途通知いたします。



(別添)

## 令和8年度「自動車点検整備推進運動」実施細則

令和8年6月  
近畿運輸局

### 第1 目的

我が国の自動車保有台数は令和7年12月末現在で8千万台を超えており、国民の生活や経済の発展における役割は、ますます重要なものとなっている。

現行法上、自動車の使用者には自動車の適切な点検・整備の実施が義務付けられているが、しかしそれが使用者に十分理解されているとは言えず、例えば定期点検整備の実施状況は乗用車で6割程度に留まっている。また、大型車では、重大事故につながりうる車輪脱落事故が近年多発するといった深刻な状況が続いており、大型バスにおいても、少数ではあるものの依然として車両火災事故が発生している状況である。

このような状況を鑑みれば、自動車の安全確保のための予防的な点検・整備が確実に実施されるよう、啓発を行っていくことが重要である。したがって、「不正改造車を排除する運動」など他の運動等との連携を図った相乗効果をねらいつつ、関係省庁や自動車関係団体等の協力を得て「自動車点検整備推進運動」を実施し、使用者に点検・整備の必要性や重要性を十分理解してもらうための取組を、近畿運輸局管内各地で実施することとする。

### 第2 実施機関

近畿運輸局、近畿運輸局管内各運輸支局、神戸運輸監理部兵庫陸運部、近畿運輸局管内各自動車検査登録事務所及び神戸運輸監理部姫路自動車検査登録事務所（以下「各運輸支局等」という。）並びに自動車関係14団体で組織する「近畿地区自動車点検整備推進協議会」（以下「近畿地区協議会」という。）が中心となって、近畿管区警察局、西日本高速道路株式会社関西支社、独立行政法人自動車技術総合機構近畿検査部、軽自動車検査協会大阪主管事務所及び独立行政法人自動車事故対策機構大阪主管支所の協力のもとに本運動を実施する。

※近畿地区協議会の自動車関係団体（順不同）

- ① 近畿地区自動車整備連絡協議会
- ② 自販連近畿ブロック協議会
- ③ 近畿バス団体協議会
- ④ (一社) 近畿トラック協会
- ⑤ 中販連近畿連絡協議会
- ⑥ 関西ディーゼルボンブ振興会
- ⑦ 全国石油商業組合連合会近畿支部
- ⑧ (一社) 日本自動車連盟関西本部
- ⑨ 日本二輪車普及安全協会近畿ブロック統括事務局
- ⑩ 軽自動車近畿ブロック協議会
- ⑪ (一社) 大阪自動車会議所
- ⑫ (一社) 日本自動車タイヤ協会近畿支部
- ⑬ 近畿ハイヤー・タクシー協議会
- ⑭ 近畿地区レンタカー協会連合会

### 第3 実施期間

本運動は、1年を通して実施するものとするが、特に令和8年9月1日（火）から9月30日（水）までの1ヶ月間を全国統一強化月間とし、これに加え、各運輸支局等の地方独自強化月間を令和8年10月1日（木）から10月31日（土）までの1ヶ月間と定め、各取り組みを強力に推進する。

### 第4 重点項目

#### 1. 全国統一強化月間の重点項目

- (1) 点検・整備の必要性や重要性の啓発（特に10代から30代の若者世代の利用者に重点を置く）
- (2) 大型車の車輪脱落事故防止対策を中心に、大型車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発
- (3) 令和3年10月に追加された点検項目「車載式故障診断装置の診断の結果」の確実な実施についての周知・啓発

#### 2. 地方独自強化月間の重点項目

上記1.の重点項目及びエコ整備（点検・整備によるCO<sub>2</sub>削減効果をいう。以下同じ。）の啓発を重点項目と定める。

### 第5 実施事項

本運動の実施にあたっては、利用者が点検・整備の必要性・重要性を認識し、自動車の保守管理意識の高揚が図られるよう、以下の実施事項に従い効果的な運動を展開する。

なお、イベント等において登壇者や発言者等が2人以上いる場合には、可能な限りその性別に偏りがないように努めること。

#### 1. 自動車の点検・整備を推進するための広報・啓発活動

- (1) イベント等の開催
- (2) 総合的な広報・啓発活動の実施
- (3) 講習や無料点検等の実施
- (4) 整備不良等に起因する事故等防止の啓発
- (5) 出前講座等の実施・イベント等の開催

#### 2. 利用者に対する調査・指導等

- (1) 街頭検査等での啓発・指導
- (2) ハガキ等による点検整備実施状況の調査・指導等
- (3) 公用車の定期点検整備実施の徹底

#### 3. 地域の実情に応じた広報・啓発活動の企画

各運輸支局等は、地域の実情に応じた地方独自の実施事項を企画するよう努める。

## 第6 実施運営

各運輸支局等は、近畿地区協議会及び連絡会構成団体の地方組織と協議して地域の実情に応じた実施事項を定め、本運動を積極的に推進するとともに、近畿地区協議会及び連絡会構成団体の地方組織並びに関係者に対して本運動の実施事項等について通知する。

## 第7 報告

1. 各運輸支局等の検査・整備・保安部門は、全国統一強化月間（9月）及び地方独自強化月間（10月）二月の実施結果を取りまとめ令和8年11月末までに近畿運輸局自動車技術安全部整備課に報告する。
2. 近畿運輸局自動車技術安全部整備課は、実施結果を取りまとめ令和8年12月末までに国土交通省物流・自動車局自動車整備課に報告する。